

策定 平成 31 年 3 月 11 日

改正 令和 4 年 7 月 25 日

## 杏林大学内部質保証の方針

### (1) 基本的な考え方

本学は、理念・目的及び使命の達成に向けて、教育研究活動を中心とした諸活動について点検及び評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた不断の改善を図ることで、大学自らの手で内部質保証を推進する。本学の内部質保証の取り組みは、全学的な内部質保証推進組織が提示する大学全体としての基本方針のもと、各部門がその特性に応じて主体的に実施する。

### (2) 組織体制

本学における内部質保証を推進するため、次のとおり組織体制を整備する。

- ①「学部長会議」は、内部質保証の推進に責任を負う総括的な組織であり、学長のもと、各学部長、各研究科長、事務局長、大学事務部長、総務部長、経理部長を構成員とする。
- ②各部門の「運営委員会」は学部、研究科、センターなどの組織毎の内部質保証の推進に対して中心的な役割を担い、各部門の役職者（学部であれば学部長、教務部長、学生部長など）を構成員とする。
- ③「自己点検・評価委員会」は、全学的な観点に立って学内諸活動につき自己点検・評価を行い、各学部の教務部長、各研究科委員会の教務担当各 1 名、研究推進センター長、入学センター長、学生支援センター長、地域連携センター長、学長が指名する専任教員若干名、事務局長を構成員とする。
- ④「IR 推進室」は、大学の諸活動の効果検証や情報提供を行い、学長が任命した本学の教職員を構成員とする。
- ⑤「外部評価委員会」は、自己点検・評価の客観性や有効性、各部門の諸活動の成果などを第三者の視点で検証し、本学と直接の利害関係を有しない学外の有識者を構成員とする。

### (3) 手続き

本学における内部質保証を実質化させるため、PDCA サイクルの基本的な考え方に則って教学マネジメントを機能させることで、恒常的な改善を図るものとする。

#### ① 計画

- ・学部長会議は、本学の建学の精神、理念・目的、将来計画及び行政・認証評価機関からの指示・指摘事項等に基づき、大学の基本的な方針を各部門に提示する。

- ・各部門は、教育、研究、社会貢献、その他諸活動に関して、部門運営委員会の指示のもと事業計画を策定する。

#### ② 実行

- ・各部門は、事業計画に基づき、教育、研究、社会貢献、その他諸活動を実施する。
- ・学部長会議は、各部門の取り組みを支援する。

#### ③ 評価

- ・各部門は、諸活動の実施状況を随時学部長会議に報告するとともに、事業計画の達成状況を毎年自己点検・評価し、結果を自己点検・評価委員会に報告する。
- ・自己点検・評価委員会は、各部門の自己点検・評価結果を全学的観点で評価し、その結果を学部長会議に報告する。
- ・学部長会議は、全学の自己点検・評価結果及び各部門の取り組み状況を第三者の観点から検証するため、外部評価委員会に評価を依頼する。また、必要に応じて IR 推進室に客観的なデータ分析に基づく諸活動の効果検証を依頼する。
- ・外部評価委員会は、学外の有識者が全学的な自己点検・評価結果の客観性や有効性、各部門の諸活動の成果などを検証し、学部長会議に報告する。
- ・学部長会議において、上記の各自己点検・評価の結果を評価・検討したうえで、学長は必要に応じて、各部門に改善を指示する。また、自己点検・評価の結果を学内外に公表する。

#### ④ 改善

- ・各部門は、部門内での評価結果に加え、学長からの改善指示を踏まえて、さらなる向上への取り組みを検討し、その結果を学部長会議に報告する。また、翌年度の事業計画に反映することで、螺旋型の改善へと繋げていく。

以上